

## 第4号議案

### 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について、次のとおり決定することを提案します。

平成30年8月10日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案の趣旨

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について、別紙1のとおり、対応方針を定める。

#### 2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（略）

(5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

（略）

# 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について

〔平成 30 年 8 月 10 日〕  
〔県立学校改革担当〕

## 1 概要

- 全校生徒数が2年連続して80人未満となった大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る「対応方針（素案）」について、両校の「学校活性化地域協議会」（以下「協議会」という。）の意見を聴取した。
- 両校の協議会の意見等も踏まえ、今後の在り方に係る「対応方針」について、別紙1のとおり定める。

### 【協議会に示した「対応方針（素案）」】

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校については、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、平成31年度の全校生徒数が80人以上（平成31年5月1日時点）となることを目指す。

## 2 「対応方針（素案）」に対する協議会の主な意見【概要】

### (1) 大柿高等学校（平成30年7月30日）

#### 協議会の主な意見

- 「対応方針（素案）」の内容は、我々にチャンスをいただいたと受け止めている。このことを前向きに受け取り、関係者全員が共通認識を持って、大柿高校の生徒数増に向けた取組を進めていきたい。
- 全校生徒数80人以上という条件は今後も付いて回るため、厳しい状況に変わりはないが、今回の「対応方針（素案）」は、今後の生徒数増が期待できるからこそ決定されたのだと考えている。  
その期待を裏切らないように、地元生徒の進学割合の増加や、市外生徒の入学人数増に向け、しっかりと取り組んでいきたい。

### (2) 瀬戸田高等学校（平成30年7月27日）

#### 協議会の主な意見

- 我々としては、あくまでも、「平成31年度に全校生徒数が80人以上」となるための議論をしている。市としても、あらゆる面で瀬戸田高校を支援し、「対応方針（素案）」のとおり、平成31年度に全校生徒数が80人以上となるように、今後も努力していく。
- これまで熱心に協議をしてきたことが、この「対応方針（素案）」に繋がり、「諦めずに頑張れ」という県教委からのメッセージだと受け止めている。  
今後とも、瀬戸田高校の存続のために最大限努力をし、来年度の全校生徒数が80人以上となるように、全力を尽くしていく。

## 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応方針（案）

平成 30 年 8 月 10 日

### 【対応方針】

大柿高等学校及び瀬戸田高等学校については、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上（平成 31 年 5 月 1 日時点）となることを目指す。

#### 1 対応方針の理由

- 両校の協議会に対し、今後の学校の在り方や「対応方針（素案）」についての意見を聴取した結果、
    - ・ 両校の協議会において、「対応方針（素案）」への理解が得られ、学校の更なる活性化や生徒数の確保に向けた取組をより一層進めていくことについて、改めて強い意思が示されたこと。
    - ・ 学校の活性化に向けた取組を継続することにより、市をはじめとする地元地域から引き続き支援が得られることや、更なる取組の成果が表れることに期待ができること。
- などから、両校とも、学校の活性化に向けた取組を継続させ、平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指すことが適当である。

#### 2 平成 31 年度以降の対応について

- 平成 31 年度の全校生徒数の状況により、平成 32 年度以降の学校の在り方を判断する。
  - (1) 平成 31 年度の全校生徒数が 80 人以上の場合
    - ・ 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づく取組を継続する。
  - (2) 平成 31 年度の全校生徒数が 80 人未満の場合
    - ・ 平成 32 年度から、「基本計画」に掲げる から までのいずれかとするを原則とする。

ただし、平成 31 年度の新入学生徒数の状況などを踏まえ、取組の成果が表れていると認められる場合には、平成 31 年度末までを限度として、全校生徒数 80 人以上を目指した取組を継続する。

#### 3 県教育委員会の対応について

- 学校の更なる活性化や次年度新入学生徒の確保に向け、例えば、関係課の職員が定期的に学校を訪問し、教科指導や生徒指導、学校運営などについての指導・助言を行うなど、県教育委員会の関係課が一体となり、両校の活性化に向けた取組を支援していく。

## 今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（平成 26 年 2 月 26 日） 関係部分抜粋

## 5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

## (2) 取組の方向性

～略～

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会(仮称)」(以下、「協議会」という。)を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等において他校に見られない取組の強化等による活性化策を検討します。

その検討結果を踏まえ、各学校において、3 年間、市町と連携しながら活性化策を実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の 2/3 (80 人) 以上となることを目指します。

以上の協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る 3 年間の経過した後、全校生徒数が 2 年連続して収容定員の 2/3 (80 人) 未満となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の から までのいずれかとします。

近隣の県立高等学校のキャンパス校

特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中高学園構想(仮称)」への移行

統廃合(市町立学校としての存続を含む)

ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる学校については、別途検討します。

～略～